議案第２４号

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和５５年守谷町条例第１０号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
２４号	1

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和５５年守谷町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条の２第２項第２号中「専属」を「選任」に，「主任技術者の氏名」を「排水設備工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼務している場合はその兼務状況」に改め，同条第３項第２号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に，「の写し」を「，在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し」に改め，同項第４号中「専属」を「選任」に，「主任技術者の」を「主任技術者に係る」に改める。

第７条の３第１項第１号中「が１人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第７条の８の見出し中「排水設備工事」を削り，同条第１項中「排水設備主任技術者(以下「主任技術者」という。)を専属させなければならない」を「主任技術者を選任しなければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，同一の都道府県の区域における他の営業所について兼任することを妨げない。

第１２条第２項中「指定代理納付者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項」を「指定納付受託者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項」に改める。

附　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

議 案	頁 数
２４号	2

提案理由（議案第２４号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、政府が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、常駐・専任規制の見直しがされ、国土交通省で標準下水道条例の一部が改正されるため、同条例に基づいて定めている守谷市公共下水道条例の一部を改正するものです。

また、地方自治法の一部改正に伴い、既存の引用条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
２４号	3

守谷市公共下水道条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（指定の申請） 第７条の２　（略） ２　前条第１項の指定を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （１）（略） （２）排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第７条の８第１項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼務している場合はその兼務状況 ３　前項の申請書には，次に掲げる書類を添えなければならない。 （１）（略） （２）法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書，個人にあってはその住民票，在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づ	（指定の申請） 第７条の２　（略） ２　前条第１項の指定を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 （１）（略） （２）排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第７条の８第１項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる主任技術者の氏名 ３　前項の申請書には，次に掲げる書類を添えなければならない。 （１）（略） （２）法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本，個人にあってはその住民票の写し

参考資料

議案	頁数
２４号	４

き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し

（３）（略）

（４）選任することとなる主任技術者に係る排水設備主任技術者証の写し

（５）から（７）まで（略）

（指定の基準）

第７条の３　市長は，第７条第１項の指定の申請をした者が，次の各号のいずれにも適合していると認めるときは，同項の指定を行う。

（１）営業所ごとに，第７条の８第２項の規定により主任技術者として登録を受けた者を選任している　　こと。

（２）から（５）まで（略）

２　（略）

（　　主任技術者）

第７条の８　指定工事業者は，営業所ごとに，第３項各号に掲げる職務をさせるため，主任技術者　　を選任しなければならない。ただし，同一の都道府県の区域における他の営業所について兼任することを妨げない。

２から４まで　（略）

（３）（略）

（４）専属することとなる主任技術者の　　排水設備主任技術者証の写し

（５）から（７）まで（略）

（指定の基準）

第７条の３　市長は，第７条第１項の指定の申請をした者が，次の各号のいずれにも適合していると認めるときは，同項の指定を行う。

（１）営業所ごとに，第７条の８第２項の規定により主任技術者として登録を受けた者が１人以上専属している者であること。

（２）から（５）まで（略）

２　（略）

（排水設備工事主任技術者）

第７条の８　指定工事業者は，営業所ごとに，第３項各号に掲げる職務をさせるため，排水設備主任技術者（以下「主任技術者」という。）を専属させなければならない　　。

２から４まで　（略）

参考資料

（使用料の徴収） 第１２条　（略） ２　使用料は，納入通知書，口座振替又は指定納付受託者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。 ３及び４　（略）	（使用料の徴収） 第１２条　（略） ２　使用料は，納入通知書，口座振替又は指定代理納付者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項　　の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。 ３及び４　（略）

議案	頁数
２４号	6

参考資料